別添様式（財産的基礎を有していることの宣言書）　　　　　　　　　　（表面）

|  |
| --- |
| 宣　　　言　　　書  　内航海運業法第２条第２項第３号における「内航運送の用に供される船舶の  管理をする事業」の（登録又は変更登録）申請にあたり、内航海運業法施行規則第５条の２で定める財産的基礎を有し、破産法（平成１６年法律第７５号）第30条による決定を受けている状態ではなく、財産及び損益の状況が良好であることを宣言します。      　　　　　年　　　　月　　　　日  　　　　　　　　　　住　　　　所  　　　　　　　　　　氏名又は名称  　　　　　　　　　法人にあっては  代表者氏名 |

（裏面）

（参考）破産法（平成１６年法律第７５号）

　（定義）

第二条　（（略））

２～１０　（略）

１１　この法律において「支払不能」とは、債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態（信託財産の破産にあっては、受託者が、信託財産による支払能力を欠くために、信託財産責任負担債務（信託法（平成十八年法律第百八号）第二条第九項に規定する信託財産責任負担債務をいう。以下同じ。）のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態）をいう。

（破産手続開始の原因）

第十五条　債務者が支払不能にあるときは、裁判所は、第三十条第一項の規定に基づき、申立てにより、決定で、破産手続を開始する。

２　債務者が支払を停止したときは、支払不能にあるものと推定する。

（法人の破産手続開始の原因）

第十六条　債務者が法人である場合に関する前条第一項の規定の適用については、同項中「支払不能」とあるのは、「支払不能又は債務超過（債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。）」とする。

２　前項の規定は、存立中の合名会社及び合資会社には、適用しない。

（破産手続開始の決定）

第三十条　裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、破産手続開始の決定をする。

**一**　破産手続の費用の予納がないとき（第二十三条第一項前段の規定によりそ　の費用を仮に国庫から支弁する場合を除く。）。

**二**　不当な目的で破産手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実に　されたものでないとき。

**２**　前項の決定は、その決定の時から、効力を生ずる。